



安全保障委員会 報告書

—わが国の安全保障体制について国民的議論を行うために—

2018年11月2日
公益社団法人 経済同友会

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| I. はじめに | 1 |
| 1. わが国の安全保障体制は十分に機能するのか | |
| 2. 現在の安全保障環境—わが国周辺および世界の情勢 | |
| 3. 経済界から見た安全保障問題 | |
| II. 安全保障を考える視点とは | 5 |
| 1. 国民的な議論を行うために必要な三つの視点 | |
| 2. 解釈による対応とその限界 | |
| III. 主要項目についての考え方 | 10 |
| 1. 防衛力の整備（予算・装備） | |
| 2. サイバーセキュリティ | |
| 3. 法制度（憲法、条約、法律） | |
| 4. 情報機関の設置 | |
| 5. 国民からの信頼 | |
| 6. 総合安全保障の視点からの取り組み | |
| IV. おわりに | 19 |
| | |
| 安全保障委員会 委員名簿 | 20 |

I. はじめに

1. わが国の安全保障体制は十分に機能するのか

昨年、緊張の高まった朝鮮半島情勢は、国際社会の圧力強化の下、南北・米朝の首脳会談と劇的な展開を見せた。緊張緩和に安堵する向きもあるが、2018年10月時点では非核化交渉は停滞しており、核・ミサイルの脅威は存在したままである。

これに加えて、わが国周辺の海空域で中国が一方的に活動をエスカレートさせ、また巧妙化・多様化したサイバー攻撃が増加するなど、わが国を取り巻く安全保障環境は、速いスピードで厳しさを増している。

わが国の安全保障に関する議論は、平和主義と現実の国際政治の狭間で、常に揺れ動いてきた。政府は、従来の解釈（法令、国会答弁）の安定性や整合性を可能な限り確保した上で、時々の課題についてパッチワーク的な対応を重ねてきた。そうした中で、近年、安全保障に関連する法律¹や制度の整備が重点的に進められた。政策や具体的な運用に関する議論が乏しく、国民への政府の説明が必ずしも十分ではないという問題があったが、長年の課題を一応決着させるといった進展が見られた。

ただし、「わが国の安全保障のためには、何が必要で、何を变えるべきか」、あるいは「わが国は平和な国際社会の実現に向けて、安全保障の面からどのように貢献するか」と考えた場合、後述するように多くの問題を残している。わが国の安全保障体制は十分に機能するのかという問いは、我々国民の前にさらに重みを増して存在している。

2. 現在の安全保障環境—わが国周辺および世界の情勢

最初に、わが国の周辺国、およびわが国にとって経済的・政治的に重要な地域の安全保障環境について確認をする。

(1) 朝鮮半島情勢

2016年以来、北朝鮮は3回の核実験と、40発の弾道ミサイル発射実験を行ってきた。国際社会が経済制裁を強める中で、米国を射程圏内に収めた大陸間弾道弾(ICBM)の開発は、さらに国際的な緊張を高める結果となった。Jアラートなどにより、多くの人が現実の武力攻撃の可能性について身をもって知る機会となった。4月の板門店宣言、6月の米朝首脳会談を受けて融和ムードも漂うが、過去の数次にわたる非核化失敗の経験は重く、引き

¹ 国家安全保障会議の設立および特定秘密保護法の成立（いずれも2013年12月）、憲法解釈変更による集団的自衛権の容認（閣議決定、2014年7月）、平和安全法制の成立（安保法制とも、2015年9月）、組織犯罪処罰法（テロ等準備罪）の改正（2017年6月）など。

続き脅威は継続している。今後は、終戦宣言による在韓米軍の撤退、中国の影響力の増大、朝鮮半島の統一など、歴史的な転換を見据えたシナリオを考える必要性が生じている。

(2) 中国

中国は国防予算を急激に増加させており、2017年には初めて1兆元(18.4兆円)の大台を超えた。これは日本の防衛費の3倍以上に相当する。また、2017年の中国共産党全国代表大会では、今世紀半ばまでに「世界一流の軍隊」を建設するという長期目標を示し、軍の近代化を進めている。東シナ海をはじめとした海空域で活動を拡大しており、国際法を無視して南シナ海²に建設した人工島には、3,000m級の滑走路の整備に加え、対空・対艦ミサイルを配備したとの報道もある。

2018年7月、海警局(海上保安庁に相当)が、軍の最高指導機関である中央軍事委員会の指揮下に編入された。「法執行」と「軍事」の境界が曖昧になることで、いわゆる「グレーゾーン事態」への対応が困難になるとの指摘もある。平和友好条約締結40周年にあたる本年、日中間で関係改善の動きも見えるが、覇権主義的な動きには注意が必要である。

(3) 欧州・ロシア

欧州ではロシアの脅威の高まりが認識されている。バルト三国は、クリミア併合後にロシアへの警戒を強めており、スウェーデンの徴兵制³の復活、中立政策を掲げてきたフィンランドの北大西洋条約機構(NATO)との関係強化といった動きが顕著である。通常の軍事作戦に加えて、偽情報による世論工作⁴やサイバー攻撃などとの複合的な脅威(hybrid threats)への対応が課題となっている。2018年3月に英国で発生したロシア人元情報機関員への神経剤襲撃事件も、ロシアの複合攻撃の一環と見なされている。このような中で、米国がロシアに新たな制裁を実施するなど、欧米とロシアの関係は悪化を続けている。

日ロ関係では、北方四島での共同経済活動の実現に向けた動きが続けられている一方、プーチン大統領から前提条件なしでの平和条約締結が突然提案されるなど、領土問題の解

² オランダ・ハーグの常設仲裁裁判所は、中国が主張してきた南シナ海における歴史的権利について、国際法上の根拠がなく、国際法に違反するとの判断を下した。(2016年7月)

³ フランスでは青年男女の徴兵制の復活が検討されている。期間は1カ月程度で、軍事的な目的よりも、社会の一体感を強化することが目的とされる。

⁴ 英国のEU離脱国民投票(2016年6月)、フランスの大統領選挙(2017年5月)、ドイツの連邦議会選挙(2017年9月)スペインのカタルーニャ地方の独立投票(2017年10月)など多くの場でロシアのSNSアカウントによる介入・干渉の疑惑が報じられている。(ロシアはいずれも否定。)

決は困難が続いている。

(4) 中東

日本はエネルギー資源の多くを中東に依存⁵しており、地域の政情不安は死活的な問題となる可能性がある。シリアは各国の思惑が衝突する“代理戦争”の場と化している。内戦は7年を超え、これまで500万人以上の難民が発生した。2018年4月には米英仏がシリア国内の化学兵器関連施設に攻撃を行った。

イランについては、米国の核合意からの離脱、対立するサウジアラビア・イスラエルとの関係悪化などの問題が起きている。2018年7月には、イラン産原油の輸入停止を求める米国の呼び掛けに反発し、イラン高官がホルムズ海峡を封鎖する可能性を警告した。中東情勢の緊張は、原油価格にも影響を与えている。

(5) 米国

2017年1月に「米国第一主義」を掲げたトランプ大統領が就任し、米国の安全保障政策の行方に注目が集まった。国家安全保障戦略(2017年12月)、および国家防衛戦略(2018年1月)では、中国・ロシアを「戦略上の競争相手」と位置づけ、伝統的な同盟国に加えて他国との協力関係強化を打ち出した。また、核態勢の見直し(Nuclear Posture Review, NPR, 2018年2月)では、自国に対する攻撃の抑止のみならず、日本などの同盟国に対する第三国からの攻撃の抑止(拡大抑止)の提供を明確にした。国防予算の大枠を示す国防権限法では、特に中国への強硬な姿勢を鮮明に打ち出した。日本関連では、尖閣諸島への日米安全保障条約の第5条⁶の適用を首脳会談などで明言するなど、両国の緊密な関係が確認された。他方、トランプ政権の通商・外交政策によって国家間の軋轢が生まれており、世界情勢における不確実性が徐々に高まっている点には注意が必要である。

3. 経済界から見た安全保障問題

(1) 安全保障問題に正面から向き合う

グローバルな経済活動を行う企業経営者として国際情勢を注視しているが、各国の思惑が複雑に錯綜する中で、今まで以上に安全保障問題に関心を持ち、考えていく必要がある。

⁵ わが国が輸入する原油の87.6%、LNGの17.7%がホルムズ海峡経由。(2017年貿易統計より)

⁶ わが国の施政の下にある領域に対する武力攻撃が発生した場合に、日米両国が共同して日本の防衛に当たるという規定。

戦後の焦土から出発したわが国は、日米安全保障条約の下、いわゆる「軽武装・経済中心主義」によって世界有数の経済大国の地位に発展した。また外交的にも、大戦の反省を踏まえて平和国家として歩み、特にアジア諸国との関係を重視し、戦後賠償を経て経済協力を進めてきた。今後も、自由で公正な貿易・対外直接投資が可能な基盤の上で、ビジネスを継続・発展させることが、世界の平和と繁栄の一助になると考える。

一方、近年は国家間のパワーバランスの急激な変化や非国家主体による脅威の増大など、国際的な環境は大きく変化している。企業経営上も、地政学リスクなどのリスク管理が重要となっている。経営者として、わが国の安全保障体制について専門家に議論を委ねるのではなく、軍事・防衛の基本的な知識を持って議論する必要性を認識している。

(2) 時代の変化に即した見直しの必要性

世界経済の一体化が進み、またデジタル化が加速する中で、国家や企業など、あらゆる主体のあり方が問い直されている。これと同様に、国家の安全保障体制についても、今後の時代の変化に即した構築が課題と考える。

第一が、戦場の変化である。伝統的な陸・海・空に加えて、宇宙・サイバー空間も戦場となった。サイバー空間では、第三国からの国内選挙における世論誘導、あるいは重要インフラ施設の攻撃が現実化している。各国で宇宙軍⁷の設立に向けた動きも進んでいる。

第二が、脅威の変化である。非国家主体によるテロへの対策は、非伝統的な安全保障領域の重要テーマである。わが国の場合、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が大きな節目となっており、対策が進められている。

第三が、紛争要因の複雑化である。地球規模の課題（貧困、気候変動、感染症、環境汚染など）を解決していくことは、将来の紛争予防や地域の安定化に資するだけでなく、国際社会全体に不安定要因が拡大するリスクを減じることになる。

こうした時代の変化の中で、わが国の安全保障体制について、今後どのような視点から見直しが必要となるかを考えたい。

⁷ 宇宙空間は平和利用の原則（宇宙条約、1967 年）が確立されているが、明示的には核兵器を含む大量破壊兵器の運搬、配備が禁止されているのみである。米国は 2018 年 8 月、ロシアや中国による宇宙空間での軍事能力の向上に対抗するために 2020 年までに「宇宙軍」を設置すると表明。

II. 安全保障を考える視点とは

1. 国民的な議論を行うための必要な三つの視点

わが国の安全保障の取り組み・強化を考える際には、思想、世論、国内政治、予算、府省の縦割り問題など多くの「壁」がある。特に憲法や法律が壁となり、精密な「ガラス細工」とも称される解釈の積み重ねによって現実の問題に対応してきた。平和主義が定着した民主主義の法治国家として、安全保障に関するさまざまな立場の世論に配慮しつつ、時々々の事情に基づいて真摯な努力が重ねられてきた。しかし、目的に合致した合理的な対応が常に可能であったわけではない。例えば、安保法制は、憲法で許容できる限度一杯の内容が実現できたものの、残された問題⁸の解消には憲法改正が必要との意見もある。

本来、安全保障のあり方は、国民の高い関心に基づいた広範な議論に支えられるべきだが、憲法の条文だけでは理解できない厳格な解釈で構築されてきたために、一部の専門家に具体的な検討や対応が委ねられてきた。結果として、何に優先順位を置き、どのような体制を構築すべきなのかという点について、国民の共通認識の醸成が行われてこなかった。

近年の周辺情勢の緊張の高まりから、わが国の安全保障体制上の諸問題が知られるようになり、憲法9条の改正がタブー視されることなく議論する雰囲気醸成されている。また今年も、国家安全保障戦略のレビューと共に、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画など、防衛力整備の方針と計画が策定される。防衛計画の大綱については、「安全保障と防衛力に関する懇談会」で議論されるが、わが国の安全保障のあり方を最終的に決定するのは国民であり、同懇談会の論点がわかりやすく国民に提示され、国民的な議論へと発展していくことを期待する。

わが国の安全保障のあるべき姿や、何に優先順位を置くべきかについて国民的な議論を行うために、三つの視点から考えることを提案したい。

⁸ 例えば、自衛隊による米国に向けた弾道ミサイルの迎撃可否は法律上必ずしも明確ではなく、米国との同盟関係に基づく対応には制限があるとの指摘がある。

(1) グローバル・スタンダード (世界の標準的な水準に照らして足りない点を考える。)

現在のわが国の安全保障体制は、安保法制の整備などで徐々に実用性を高めているが、世界の標準的な水準と比較すると、制度面⁹・予算面¹⁰共に制約が厳しい。緊張度の高い北東アジア地域において、わが国の平和が維持されているのは、制約が厳しい中での防衛省・自衛隊の努力に加え、米国との同盟を含め、外交・安全保障上の取り組みを重ねているからと考える。

わが国は今後も決して軍事大国を目指すべきではないが、世界第6位の海洋面積を守り、また同盟国や先進国の一員としての責務を果たし、安定した経済活動を続けていくためには、現在の安全保障体制が必ずしも十分ではないと認識している。短期の視点では、世界の標準的な水準に比べて足らざる点を意識した対応を、長期の視点では、標準的な水準に近づけるための抜本策を考えることが必要となる。

(2) バックキャストイング (将来の課題を見据えて現在なすべきことを考える。)

安全保障は、国家や非国家主体などとの相対的な関係が前提となるため、長期的な予測は困難である。ただし、地球全体が直面する課題(例:気候変動による水・食料問題)、人口動態や国際的な人の移動が生む諸問題、技術革新の予測に基づく対応などは、「広義の安全保障」として取り組むことは可能である。憲法の前文で「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたい」わが国としては、今後を見据えた対応を今から行う必要がある。

経済同友会では、「Japan 2.0」として2045年を想定した社会に向けた検討を行っているが、安全保障は検討分野の一つである。2045年は日本がポツダム宣言を受諾して100年目にあたり、戦後の安全保障体制を見直す節目となり得る。現状は「壁」によって実現困難な問題だとしても、長期的な戦略や根本的な対応を考える際には、バックキャストイングの手法は有効となる。

⁹ 憲法の戦力の不保持の規定、集団的自衛権行使の制限、海外派兵の禁止、軍事法廷等の軍事司法制度の不備(憲法第76条第2項 特別裁判所の設置の禁止)など。

¹⁰ 世界全体の国防費は2017年で1.7兆USドル(日本円で約190兆円)、GDP対比で平均2.2%。(ストックホルム国際平和研究所、2018年5月) NATO加盟国にはGDP対比で2%の目標値がある。(2018年時点で達成した国は英国など少数。トランプ大統領はさらに4%への拡大を要求。)

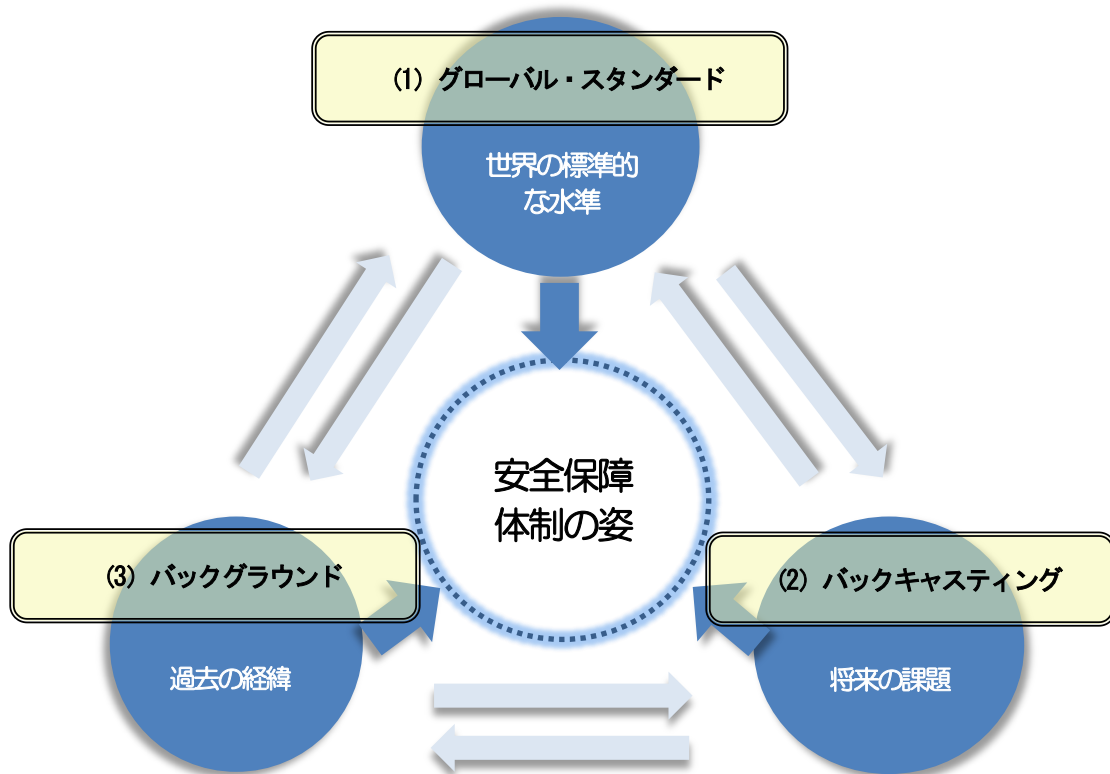
(3) バックグラウンド（過去の経緯に照らしてなすべきことの難易度を考える。）

グローバル・スタンダード、そしてバックキャストिंगによって、わが国の安全保障を見直すことで、対応すべき課題と方向性は明確になる。その上で、歴史的なバックグラウンドを考えることで、その差を埋めることの難易度を認識できる。

わが国の安全保障体制の原形は、終戦直後に形成された。当時の国連の常備軍創設構想（のちに断念）と、憲法の戦力不保持の間には密接な関係がある。また、平和憲法を補完するために、基地提供の代わりに米国がわが国を防衛するという日米安保条約が締結された。この原形を土台として、ガラス細工の解釈が積み重ねられてきた。過去にこの見直しが政治課題になったこともあったが、根本的な対応には至らなかった。

しかし、歴史には多面性がある。この「軽武装・経済中心主義」の流れが、戦後復興から高度成長に導いたという側面は多くの人が認めている。過剰な軍事費が経済発展を阻害する危険性は、経済人として常に警戒したい点である。

図：安全保障体制の姿を考える3つの視点



安全保障のあるべき姿は、環境の変化に応じて常に見直しが必要となる。各視点からのチェックを行いながら、必要な対応を進めていく必要がある。

2. 解釈による対応とその限界

次々と浮上する安全保障上の課題に対して、法律などの制約に対しては、解釈によって柔軟な対応が実施されてきた。他方、さまざまな価値観を反映した世論との折り合いをつける意味もあり、実際の対応水準に限界があることは否めない。具体的に、自衛隊の武器使用を巡る議論と IoT 機器の調査という二つの例から考えたい。

(1) 武器使用を巡る議論

海上自衛隊の「海上警備行動」は、自衛隊法に規定により海上保安庁の対処能力を超える場合に海自が行う治安活動だが、武器使用に当たっては警察職務執行法（警職法）と海上保安庁法が準用される。海保の対処能力を超える場合でも、正当防衛か緊急避難でなければ危害射撃はできない。加えて「船舶検査活動¹¹」では、公務執行に対する抵抗の抑止には用いることができない。同様に、島嶼部におけるグレーゾーン事態において、陸上自衛隊員が国籍不明の海上民兵と対峙する場合も、警察官と同等の基準が適用される。また、航空自衛隊機のスクランブル発進（緊急発進）に至っては、具体的な武器使用の基準¹²が定められていない。こうした問題から、以前より自衛隊に警戒監視任務や領域警備任務を定め、武力を行使できるようにすべきとの意見は根強い。

武器使用の問題が広く知られる契機となった一つは、イラク特措法¹³に基づく自衛隊派遣（2003～2009年）である。派遣先は非戦闘地域に限定され、武器の携行・使用は警職法が準用された。旧政権残党などの武装勢力からの攻撃が想定される中で、手足を縛った形の派遣には批判もあった。実際、当時の治安情勢はかなり厳しかったことが後に明らかにされている。その後、特措法から恒久法（国際平和支援法）となったが、派遣先は引き続き非戦闘地域とされ、武器の使用基準¹⁴も変更されていない。現状の制度では、国連平和維持活動（PKO）と同様に、自衛隊が国際貢献できる余地は限られている。

(2) IoT 機器の調査

近年、IoT 機器のサイバーセキュリティが課題となっている。機器の脆弱性を軽減するためには、製造元へのセキュリティ強化の要請に加えて、実際に使われている機器をチェックし、情報を収集する必要がある。米国にはネットワーク上の IoT 機器を探查して、脆弱

¹¹ 重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律。

¹² 自衛隊法第 84 条「(領空侵犯機を) 着陸させ、又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる」とあるだけで、「必要な措置」は具体的に定められていない。

¹³ 国連 PKO とは異なる活動のため、国連平和維持活動協力法（PKO 法）は適用されない。

¹⁴ PKO 法では、新たに任務遂行型の武器使用（駆け付け警護）が可能になった。

性を発見する検索エンジンが存在するが、わが国では不正アクセス禁止法、「通信の秘密」の保護を定めた電気通信事業法、場合によっては著作権法¹⁵に抵触し、処罰される可能性があるため、十分な調査分析が行われていなかった。

2018年の通常国会で、電気通信事業法と情報通信研究機構（NICT）法の一部を改正する法律が成立した。これはNICTの業務にIoT機器の脆弱性調査を追加するもので、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えた5年間の時限措置である。調査結果は、電気通信事業法が規定する第三者機関から、電気通信事業者に提供される。その事業者が不備のある機器に係る利用者を特定し、注意喚起を行うという仕組みである。

法律の下で「パスワード設定に不備のあるIoT機器の調査等」が可能となったのは前進といえるが、事業者が注意喚起を怠った場合や、あるいは機器の利用者が対応をしなかった場合の罰則は存在せず、この対策の実効性を疑問視する専門家もいる。

本件の目的は「IoT機器の調査を通じたサイバーセキュリティの強化」であり、手段は、既存の法律との整合性に配慮した「NICTによる調査と注意喚起」である。時間制約が厳しい中での措置ではあるが、具体的な成果は今後問われることになる。

¹⁵ リバースエンジニアリング（プログラムの分析）によるソフトウェアの脆弱性のチェックは、米国の著作権法では、フェアユース（公正利用）の法理で適法となり得る。

Ⅲ. 主要項目についての考え方

1. 防衛力の整備（予算・装備）

<防衛予算のあり方>

わが国の財政事情は非常に厳しい。防衛計画の大綱が決定されるにあたり、予算額の議論と同時に内容の議論を行い、選択と集中を行うことを求めたい。詳細は専門家の吟味が必要だが、侵略を思い止まらせるための抑止力を高める一方、周辺情勢や近年の脅威に対処できる装備・能力を保有する必要がある。また、正面装備に限らず、複合戦への対応などのために、情報収集と分析、対策立案の能力を高める予算措置が必要である。

<策源地攻撃論と宇宙分野の強化>

イージスアショアなどの弾道ミサイル防衛（BMD）システムの保有は、拒否的抑止力として機能するが、迎撃能力や費用面での限界が指摘される。そうした中で、策源地攻撃¹⁶（敵基地反撃）能力の保有に関心が高まっている。長距離巡航ミサイル保有はその一要素に過ぎず、偵察能力やレーダー基地などの防空網を無力化する電子戦の能力も必要となる。近年は、サイバーによる策源地攻撃¹⁷の可能性も注目されているが、今後の日米の役割分担を踏まえた現実的な議論を期待する。

安倍首相は、わが国の防衛にとってサイバー・宇宙¹⁸などで優位性を保つことが死活的に重要¹⁹と述べている。弾道ミサイル防衛において早期警戒衛星が重要な役割を果たすなど、わが国においても、安全保障の観点から宇宙利用の重要性が高まる。民間事業者の参入を促進し、わが国の宇宙産業の競争力を強化していく必要がある。

<装備調達・研究開発のあり方>

2014年の「防衛生産・技術基盤戦略」は、今後の防衛装備品の調達（国産・海外製）に関して、コスト低減と中長期的な防衛力の整備の両立を目指す目的で策定されたものである。トランプ政権発足後、貿易赤字解消策として高額・高性能の米国製兵器の購入を求める動きが強まっており、わが国の防衛生産・技術基盤を脅かしかねない事態となっている。財政状況が厳しいわが国において、独立国としての安全保障の観点（例：技能・技術の維

¹⁶ 1956年に鳩山一郎内閣で、誘導弾などによる攻撃が行われた場合、「座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨とは考えられない」と国会で答弁。「他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは法理的には自衛の範囲に含まれ、可能だ」との政府統一見解を示し、以降の歴代内閣はこの見解を踏襲しているが、現時点では実際の攻撃能力は保有していない。

¹⁷ 弾道ミサイルだけではなく、サイバー攻撃に対する策源地攻撃についても議論が浮上している。

¹⁸ 宇宙基本計画（2016年4月）における安全保障分野において、情報収集衛星の体制強化などと合わせて早期警戒機能の技術的実現可能性の検討が記載され、実証研究が進められている。

¹⁹ 「安全保障と防衛力に関する懇談会」（2018年8月）での発言。

持・継承)、経済性の観点、国際競争力の強化の観点などから、装備調達のある方を十分に検討し、対応する必要がある。

防衛装備の分野では、民間と同様にAI、ドローン、ロボティクスなどの技術革新が進み、レーザーガンや、レールガン(電磁加速砲)などの実用化研究も進んでいる。戦いにおけるゲームチェンジャーとなり得る技術の取得、およびそうした技術への対抗措置の研究は、わが国の抑止力・対処力を高めることになる。

防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度²⁰は、防衛にも利用可能なデュアル・ユース技術の研究促進が目的である。防衛研究にはさまざまな立場からの意見²¹があるが、米国では国防総省の研究開発予算が同国のイノベーション・エコシステムの重要な役割²²を果たしている。わが国の技術開発を振興する仕組みの一つとして、積極的な活用を望みたい。

<海洋の安全保障の確保>

わが国はエネルギー資源をほぼ輸入に頼っており、海上交通路(シーレーン)の確保は、安定した経済活動に不可欠である。また、世界第6位の海洋面積を保有し、海底にはメタンハイドレートや熱水鉱床、レアアースなどの資源が確認されている。このように、わが国にとって海洋の安全保障は重要な課題である。

東シナ海での緊張を受けて、海上保安庁の装備・人員は年々拡充されているが、中国海警局の拡充はそれを上回るスピードで進んでいる。国際法に則り、冷静かつ適切に対応することが肝要である。海上保安庁による「法執行での対処」の有効性を認識した上で、警察、自衛隊などとの各機関の体制強化と連携を強化し、想定される状況に「シームレス」に対応可能な体制を整備していく必要がある。また、法執行に必要な法律²³の整備を行うなど、関係機関との対応を進める。

2. サイバーセキュリティ

将来の世界は、サイバー空間への依存度が飛躍的に高まることが確実視されている。バックキャストで考えると、セキュアなサイバー空間にするために、計画的な取り組みが必要であることが理解しやすくなる。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大

²⁰ ファンディングの制度で、平成31年度予算の概算要求は103億円。小規模研究課題の1,300万円(1年間)から大規模研究課題の20億円(最大5年間)まで幅がある。

²¹ 日本学術会議は軍事的安全保障研究を否定する声明を決議。(2017年3月)

²² インターネットやGPS(全地球測位システム)は国防総省のDARPA(国防高等研究計画局)で開発。

²³ 自衛隊法では、海上警備行動の際の司法手続きに関する機能は規定されていない。

会を目標に、政府としてサイバーセキュリティの取り組みが進められているが、課題が山積しているため、重要インフラを優先した対応で手一杯という状況である。

<政府のサイバーセキュリティに関する権限を集中・強化>

サイバー空間でセキュリティ²⁴の責務は、政府だけではなく、民間企業や個人も同様に負う。しかしサイバーリスクが日々高まる中で、各主体任せ、あるいは縦割り行政では、強化が進まない。当面は政府主導によって、わが国全体のセキュリティ水準を向上させていく必要がある。現在は内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が司令塔的な位置づけとして調整・連携を行っているが、将来的には中央省庁間を結んだ、より強力な権限を持つ組織の設置が必要である。セキュリティの標準化・規格化によって、各府省で所管する分野でセキュリティを高める監督・監査を行う体制作りを進める。取り組みが遅れている基礎自治体には、強制力を持つ法律と予算措置を伴って対応を進める必要がある。

国家安全保障という観点からは、防衛省・自衛隊のサイバーの取り組みの強化が基本となる。公表資料での比較となるが、国防におけるサイバー関連予算²⁵は、米国に比べてわが国は圧倒的に少なく、予算の拡充が必要である。

<民間企業の取り組み強化>

サイバーセキュリティは経営課題であり、経営者として主体的にセキュリティ強化に取り組む姿勢が何より重要である。実践的なサイバー演習などを通じて、組織の対応力を強化する必要がある。しかしセキュリティの強化は、精神論だけではなく、資金と一定の能力なしには進まない。中小・零細企業などにおける取り組みの加速には、個々の経営者の意識向上と共に、政策的に（補助金・減税の組み合わせなど）誘導が必要である。

また、「完璧な防御はあり得ない」という前提で、防御の強化と合わせて、BCP/BCMの一環として、攻撃後の「復旧」を進めることも常識にしていく必要がある。

サイバーセキュリティに関する研究・開発を行う日本企業がほとんどない。これは独立国の安全保障として見た場合に極めて遺憾な状態であり、国産技術の研究・開発を振興していく必要がある。

<セキュリティの強化>

データ駆動型社会を見据えて、通信インフラ、通信機器、ソフトウェアなどについては、

²⁴ 本報告書では「サイバーセキュリティ」を、サイバー空間における各種攻撃より防御するための取り組みと定義し、主に国民の社会基盤に対する攻撃を想定している。

²⁵ 軍事部門におけるサイバー予算は、米国で81億ドル（約8,910億円）、日本で110億円。（2018年度予算の比較、数字の出典は米国国防総省、および防衛省・自衛隊HP。）

設計段階から「セキュリティ・バイ・デザイン」を徹底し、一定レベルのサイバーセキュリティの実装を進める。サイバーセキュリティは、半導体チップなどハードウェアのレベルでのセキュリティ対策が必要な時代である。諸外国の動向に沿って、わが国でも政府調達で情報システムに用いる通信機器を規制する動きや、防衛省が調達先に対して米国の基準を元に包括的なサイバー対策の適用を求める動きなどが報じられている。民間企業においても、サプライチェーンのサイバーセキュリティは今後の課題の一つとして認識されている。国民生活に与える影響度に応じて、優先順位をつけて既存機器の置き換えを進めるなど、セキュアなサイバー空間構築に誘導する政策を実施する必要がある。

<情報共有の促進>

アンダーグラウンドで連携する攻撃者に対抗するには、防御側の情報共有が不可欠である。「サイバー攻撃は災害」と捉え直し、まずは組織内の情報共有を徹底する必要がある。業界あるいは官民での連携が進められているが、取り組みにはまだ濃淡がある。最先端の企業では、独自にサイバー演習を行い、疑似攻撃によってシステムの脆弱性を発見し、セキュリティベンダーと協力して対応を進めている。組織のサイバーセキュリティ対策の妥当性や、標準的な取り組みを知るには、業界内外との情報共有がその一歩となる。

<人材の育成>

今後はAIによる代替が進むとしても、最後は人に依存する。一定規模以上の組織であれば、セキュリティベンダーへの丸投げでは非効率となるため、いずれ自社のセキュリティ専門職の採用・養成や、根本的な組織対応が必要となる。組織対応という観点では、必ずしも高度な知識を前提とするわけではない。ある程度のITスキルとセキュリティの意識は、将来必要とされるリテラシーの一つとして学校教育段階からの取り組みが必要となる。

米国では、業界別の情報共有組織（ISAC）が有効に機能しているが、同時にセキュリティ専門職の流動性が情報共有に役立っている。各組織の秘密保持をしつつ、専門職の間でのインフォーマルな情報交換によってセキュリティが機能している。

<外交および国際連携の推進>

国連総会第一委員会のサイバー問題の政府専門家会合（Group of Governmental Experts, GGE）は、サイバー空間への国際法の適用などの議論を続けてきたが、合意には至らなかった。サイバー空間は現在、事実上無法地帯²⁶となっているが、長期的にセキュアな国際公

²⁶ サイバー犯罪条約の締約国は57カ国あるが、各国の主権や安全保障に関する内容は対象外。

共財としていくためには、わが国として国際規範²⁷による法の支配の実現と強化が不可欠との立場から、各国間の合意作りに向けて働きかけを行っていく必要がある。

また、新興国などへのサイバーセキュリティの能力向上支援は、わが国の外交・安全保障を考える上でも十分に意義がある取り組みであり、既にいくつかの国で実施されている。サイバー空間はボーダーレスであり、世界全体のセキュリティの底上げに今まで以上に積極的に協力する必要がある。

3. 法制度（憲法、条約、法律）

<憲法9条改正案>

憲法では「陸海空軍その他の戦力」の保持が禁止されているが、主権国家として固有の自衛権が認められていることから、「通常の観念で考えられる軍隊²⁸とは異なる」「自衛のための必要最小限度の実力」として、自衛隊が保持できるものとされている。

こうした論理を背景として、警察予備隊として発足した自衛隊の活動は「ポジティブリスト（原則禁止の上で、許容される活動を列挙）方式」によって制限されており、世界の標準的な軍隊の活動のように、国際法（条約、慣習法）に基づく「ネガティブリスト（禁止される活動の列挙）方式」ではない。先述の武器使用の議論はその最たる例である。この見直しには自衛隊法の改正が必要となるが、根底には憲法による制約がある。

具体的な有事の姿の想定が困難な時代となり、また将来さらに複雑化する安全保障環境への対応が求められる中、「軍隊とは異なる軍事組織」としての自衛隊の活動の限界が指摘されている。わが国の安全保障体制が機能していくためには、世界の標準的な軍事組織と比較して制約の厳しい自衛隊の活動を変えていかなければならない。

憲法9条²⁹2項の改正は、過去にも政治的アジェンダとして登場したことがあったが、通常の立法よりも厳格な手続³⁰を要求し、また時間や労力など多くの政治的リソースが必要となるため、これまで一度も実現していない。

²⁷ 例えば海洋の利用・開発に関する包括的な国際条約（国連海洋法条約）が発効したのは、大航海時代から数世紀を経た1994年であり、国際公共財の利用に関するルール形成には時間を要する。

²⁸ 一方で、政府は自衛隊を国際法上の「軍隊」と答弁。（内閣衆質189第168号、2015年4月）

²⁹ 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

³⁰ 衆議院・参議院のそれぞれの本会議で総議員の3分の2以上の賛成で可決によって、国会が憲法改正を発議。国民投票によって有効投票総数の過半数が賛成すれば改憲が成立する。

2018年3月発表の自民党改憲案³¹である9条の2の追加（加憲）は、自衛隊の違憲論争に終止符を打つことが目的とされ、憲法解釈は不変としている。立法技術上の問題点などの指摘がある中で、9条2項の削除が現実的ではないとの判断の下、できることを少しでも前進させる意義が強調されている。安倍首相は早期の改憲案提出に強い意欲を示している。改正の意義を十分に説明し、国民の間で幅広い議論が行われることを期待する。

<緊急事態条項案>

自民党の改憲案には緊急事態条項³²の案文も示されている。大規模災害を念頭に置いたもので、外国からの武力攻撃や大規模テロなどは想定されていない。2012年の同党憲法改正草案に盛り込まれた私権制限は今回の案に含まれない。9条改正案と同様、異論のある点に配慮しつつ、政府の役割を多少なりとも高める案としている。かつて与野党で同条項の検討が合意³³されたこともあったが、国民の権利の制限を論じる難しさもあって、議論は進まなかった。わが国は大規模災害が発生する蓋然性が高い。また、有事にも災害時と同様の問題が生じることを考えれば、緊急事態の議論は平時に十分行う必要がある。

<日米同盟の深化>

日本と米国は、自由、人権、民主主義、市場経済、法の支配といった価値観を共有しており、アジア太平洋地域の平和と安定、海上交通路の確保は両国の利益である。世界に深刻なリスクが拡散する中、どの国も一国のみで平和を守ることはできない³⁴時代である。サイバーセキュリティなど安全保障問題が複雑化する中で、わが国としては、今後も日米同盟を基軸とした安全保障体制の下で、将来を見据えた活動を考えることが最も現実的と

³¹ 現行の憲法9条1項、2項を維持した上で新たに「9条の2（①前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。②自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。）」を設けるといふ、自衛隊を明記する改正案を提示。（2018年3月）

³² 第73条の2 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、国会による法律の制定を待ついとまがないと認める特別の事情があるときは、内閣は、法律で定めるところにより、国民の生命、身体及び財産を保護するため、政令を制定することができる。

2項 内閣は、前項の政令を制定したときは、法律で定めるところにより、速やかに国会の承認を求めなければならない。

第64条の2 大地震その他の異常かつ大規模な災害により、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の適正な実施が困難であると認めるときは、国会は、法律で定めるところにより、各議院の出席議員の3分の2以上の多数で、その任期の特例を定めることができる。

³³ 2014年11月に衆議院憲法審査会で自民、民主、公明、維新（いずれも当時）などが、緊急事態条項について本格的に議論することで合意。

³⁴ 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（国家安全保障会議決定、および閣議決定。2014年7月）

考えられ、それぞれ協力関係にある国とも連携を深めていくことが今後重要となる。

同盟関係にはあるが、憲法上は集団的自衛権の行使に制約があるため、日本の安全保障体制は「対米依存」が長く続いてきた。そのような中、トランプ大統領は同盟国に防衛費の負担増を求める姿勢を明確にしている。わが国には、独立国として「自分の国は自分で守る」ことを原則とした上で、同盟で補う姿に近づける努力が求められている。

この努力と並行して、在日米軍基地問題や日米地位協定については、米国が諸外国と結ぶ協定なども参照しながら、運用による改善や、基地の所在する自治体の負担軽減に向け、明確な目標を定めて見直しに取り組む必要がある。

<国連平和維持活動（PKO）への参加>

自衛隊の国連PKOへの参加原則には、「紛争当事者間での停戦合意の成立」と「安定的な受け入れ同意の維持」がある。しかしこれはかなり以前に成り立った想定であり、現代では紛争当事者以外に外国の部隊が入り込み、テロや衝突を起こす状況も多い。法律の条文に現実の事態に合わせた解釈をするのではなく、現代型の想定に変えなければ、国際社会の期待に応えることは難しい。

4. 情報機関の設置

わが国には独立した対外情報機関が存在せず、各組織において個別に情報収集と分析を行っている。情報機能の強化はわが国の長年³⁵の課題となっている。内閣情報調査室は警察中心の組織といわれており、近年の安全保障を考える上では不可欠となっているサイバー攻撃の兆候検知や、各種の情報を組み合わせた攻撃者の特定（＝アトリビューション）、国際的に活動するテロリストの動向把握など、よりグローバルな活動に焦点を当てた対応が求められている。わが国独自の情報収集能力を高めることで、友好国との間で信頼性の高い情報のギブ・アンド・テイクが可能となる。

情報機関の設置には、優秀な分析担当者の育成などに時間がかかる。近年では、サイバー空間を通じた情報収集技術の習得も不可欠である。将来は、ビッグデータやAIを活用した分析が主流になることも考えられる。そうした活動を行う前提として、国民の権利保障について十分に配慮をしなければ、理解を得るのは難しい。また、組織の設置から、実際に機能するまでは時間を要するので、現実的には、各組織の予算の中で情報活動に対する支出配分の見直しから始めることが適切と考えられる。

³⁵ 「国家安全保障戦略」（2013年）、「官邸における情報機能の強化の方針」（2008年）など。

情報は活用されてこそ意味があるが、政府組織に都合のよい情報しか見ないような「情報軽視」の姿勢があるとすれば、情報機能を強化する意味はない。戦前・戦中の反省を生かした情報活用のあり方が検討される必要がある。

5. 国民からの信頼

民主主義国家であるわが国では、これまで述べてきた自衛隊の活動を世界の標準的な水準の軍事組織に近づけること、防衛予算の増加、憲法改正、情報機関の設置など、安全保障に関する政策決定は、防衛省・自衛隊への信頼に基づいた国民の理解が不可欠となる。しかし、国民の信頼を損ないかねない事件が防衛省・自衛隊で相次いで発覚した。

また、国民の安全保障への関心が高まる中、政府による各種のリスクの対応方針や、国民一人一人の備え方などについて、必ずしも情報提供が十分であったとはいえ、不安を募らせた点は、今後改善が必要である。

<民主主義的な統制の確保>

南スーダンPKO およびイラクの日報問題については、公文書管理や文民統制³⁶（シビリアンコントロール）の観点から関心を集めたが、結果として連絡不行き届きや判断ミスが主因として指摘され、改善策の提示と関係者の処分で決着した。この過程で、政治による軍事組織（防衛省・自衛隊）の民主的な統制が改めて注目された。

近代の民主主義国家において、政策判断は政治が責任を負い、軍事組織は政治的な中立性を保ち、専門的な見地から政治に助言をしつつ、軍事的手段を提供することが大原則となる。この姿に近づけることは、国民の信頼の下に「軍事組織からの安全」から「軍事組織による安全」を目指すことを意味する。国民の代表者として上に立つ政治の側には、防衛省・自衛隊との間の強固な信頼関係がなければ組織は機能しない。トップとなる政治家には、組織の信頼を高めるためには、外交・安全保障政策を理解し、指導力のある人物が就任することが不可欠であり、逆に組織側が政治家の信頼を高めるためには、情報管理や開示などに関して徹底した意識改革が必要となる。

<有事のコンティンジェンシー・プラン策定>

国民保護法では、外部からの武力攻撃を想定した「国民保護計画」の策定を市町村に求めているが、国民の認知度および関心は低い状態が続いてきた。

北朝鮮の弾道ミサイル発射実験により、「国民保護ポータルサイト」へのアクセスが増加

³⁶ 文民優越（シビリアン・スプレマシー）の原則ともいわれる。

した。また海外のテロで邦人が犠牲になったことを受け、外務省は海外渡航者用マニュアルや各国の治安情報の提供を強化している。内閣サイバーセキュリティセンターでは、企業向けガイドラインなどの情報提供を行っている。企業では、これまで策定していなかった有事における事業継続計画（BCP）の検討に着手したところもある。

以前と比べ、各種リスクへの対策（ガイドライン）³⁷に関するニーズが高まっている。政府および自治体は、このような国民の期待と信頼に応える必要がある。こうした結果として、各主体のコンティンジェンシー・プラン策定へとつながることを期待している。

6. 総合安全保障の視点からの取り組み

<地球規模の課題への対応>

わが国としては、国際的な紛争要因となり得る要素に、予防的な措置に取り組む必要がある。これは「人間の安全保障³⁸」の強化にもつながる活動となる。気候変動（それに伴う水、エネルギー、食料問題を含む）や貧困の解決など、紛争予防、紛争後の平和構築（武装解除から統治制度・経済改革まで）に、人づくりも含めて積極的に貢献する必要がある。

<経済連携協定の拡大>

地域の安定と平和を実現するには、安全保障と経済の両面から協力関係の強化が重要となる。TPP11（CPTPP）でわが国がイニシアティブを発揮した点は評価できる。今後は、アジア・中東・アフリカを連結した広い地域で、インフラ整備、貿易・投資を通じて安定と平和を促進する「自由で開かれたインド太平洋戦略」の具体化が鍵となる。多くの国が裨益する取り組みであり、長期的な観点で具体的な対応を進めていく必要がある。

<パブリックディプロマシー³⁹の強化>

国際社会に対して、わが国の文化的な魅力や政策課題について戦略的・効果的に発信することは、安全保障の観点からも重要な取り組みである。国際社会におけるわが国への理解と支持を増やしていくためには、各国で人的交流を強化・拡大すると共に、SNS や動画サイトの一層の活用を進め、PDCA サイクルを回しながら活動を継続することが必要である。

³⁷ 米国では共通する対策を準備し、実際に起きた事態に合わせて修正するという「オールハザードアプローチ」という手法が取られている。マニュアル化と組織横断のルール策定が必要となる。

³⁸ 人間一人ひとりに着目し、人々が恐怖と欠乏から解放され、尊厳ある生命を全うできるような社会づくりを目的とするもので、わが国の外交における重要政策の一つとして位置付けられている。

³⁹ 外務省の戦略的対外発信に関する平成31年度予算の概算要求は906億円。

IV. おわりに

経済界としては、近年の厳しさを増す安全保障環境、変質する脅威に加えて、「米国第一主義」に代表される内向き志向が、世界の平和と安定に寄与する経済的相互依存関係を希薄化させることを深く憂慮する。わが国は、自らの防衛力を高めると共に、TPPをはじめとする自由で開かれた国際経済システムの強化にイニシアティブを発揮していく必要がある。

長年の懸案であった日本・中国間の海空連絡メカニズム⁴⁰の運用が開始された。朝鮮半島情勢は今後も予断を許さないが、非核化の具体的な進展と、朝鮮戦争の終結に近づくことを近隣国の国民として切望している。政府は、重要な関係国の一員として、適切な情報収集を進め、能動的な外交を展開することを望みたい。

その上で、わが国は安全保障に関してリアリズムに徹する必要がある。国際情勢が不安定化し、不透明さが強まる中で、危機を煽るのではなく、平和を希求する精神を前提に、自国の安全保障体制の改善に持続的に取り組む必要がある。

安全保障環境が大きく、しかも速いスピードで変化する中で、過去の仕組みを墨守するだけでは、自らの安全を守ることは困難となっている。「平和」は唱えるだけではなく、自ら努力して確保する時代になっている。安全保障には苦しい選択を伴う決断も多い。同盟関係の維持は決して愉快なことばかりではない。国家の安全保障に重要な役割を果たす情報機関の創設に関連すれば、「国家の安全」と「個人のプライバシー」のトレードオフという機微な問題についても正面から取り組まなくてはならない。

自民党が提示した改憲案は、戦後続いたわが国の安全保障体制を見直す契機となり得る。また、本年8月に「安全保障と防衛力に関する懇談会」が設置され、年末の防衛大綱の計画の策定に向けて「従来の延長線上ではなく、国民を守るために真に必要な防衛力のあるべき姿」についての議論が開始された。本報告書の指摘も十分に踏まえていただき、わが国の現実に向き合いつつ、将来を見据えた国民的な議論が進むことを期待している。

以上

⁴⁰ 日中の防衛当局間で連絡体制を整え、艦船や航空機による不測の衝突を防止する仕組み。2018年6月から運用開始。

2018年10月

安全保障委員会

(敬称略)

委員長

武藤光一 (商船三井 取締役会長)

副委員長

鵜飼裕司 (FFRI 取締役社長)

氏家俊明 (丸紅 常務執行役員)

岡田晃 (ANA総合研究所 取締役社長)

櫻井祐記 (富国生命保険 取締役常務執行役員)

篠原弘道 (日本電信電話 取締役会長)

委員

有末真哉 (三井生命保険 取締役会長)

飯塚哲哉 (ザインエレクトロニクス 取締役会長)

入江仁之 (アイ&カンパニー 取締役社長)

上島健史 (みらい証券 取締役社長)

内山英世 (朝日税理士法人 顧問)

大川澄人 (ANAホールディングス 常勤監査役)

小野俊彦 (お茶の水女子大学 学長特別顧問)

小野傑 (西村あさひ法律事務所 代表パートナー)

小幡尚孝 (三菱UFJリース 特別顧問)

鹿島章 (PwCコンサルティング 代表執行役会長)

門脇英晴 (日本総合研究所 特別顧問・シニアフェロー)

河合良秋 (キャピタルアドバイザーズグループ 議長)

川島健資 (マイフラット 代表)

菊地麻緒子 (三井倉庫ホールディングス 常勤社外監査役)

木崎重雄 (フューチャー 執行役員)

岸本則之 (UEX 取締役社長)

行天豊雄 (三菱UFJ銀行 名誉顧問)

桐原敏郎 (日本テクニカルシステム 取締役社長)

高坂節三 (日本漢字能力検定協会 代表理事 会長兼理事長)

小林公雄 (キッツ 相談役)

齋藤真一 (農林中金総合研究所 取締役社長)

酒井重人 (グッゲンハイム パートナーズ 取締役社長)

佐久間万夫 (Eパートナー 取締役社長)

佐藤雅敏 (三井不動産 取締役常務執行役員)

島田一 (金融ファクシミリ新聞社 取締役社長)

清水雄輔 (キッツ 名誉最高顧問)

正田修 (日清製粉グループ本社 名誉会長相談役)

鈴木英夫 (新日鐵住金 常務執行役員)

高木真也 (クニエ 取締役社長)

高橋 衛 (HAUTPONT研究所 代表)
 田中 良治 (三菱ケミカル 常勤監査役)
 手納 美枝 (アカシアジャパン・デルタポイント 代表取締役)
 中西 義之 (D I C 取締役会長)
 永久 幸範 (ブ라운・ブザーズ・ハルマン・インベストメント・サービス 代表取締役)
 並木 昭憲 (MS&Consulting 取締役社長)
 西山 茂樹 (スカパー J S A T 特別顧問)
 野呂 順一 (ニッセイ基礎研究所 取締役会長)
 林 明夫 (開倫塾 取締役社長)
 林 由紀夫 (ダイキン工業 顧問)
 平賀 暁 (マーシュ ブローカー ジャパン 取締役会長)
 平野 圭一 (アクティヴィー 代表取締役CEO)
 福田 誠 (あおぞら銀行 取締役会長)
 古川 紘一 (わらべや日洋ホールディングス 社外取締役)
 降旗 洋平 (日本信号 取締役会長)
 本田 英一 (日本生活協同組合連合会 代表理事長)
 松岡 寿史 (E Y新日本有限責任監査法人 副理事長)
 水嶋 浩雅 (シンプレクス・アセット・マネジメント 取締役社長)
 三村 亨 (損保ジャパン日本興亜総合研究所 理事長)
 森 哲也 (日栄国際特許事務所 弁理士・学術博士・会長)
 横山 晴通 (不二工機 取締役専務執行役員)
 米田 隆 (T M I 総合法律事務所 弁護士)
 林原 行雄 (現代写真芸術振興財団 理事)
 渡部 賢一 (野村ホールディングス 名誉顧問)

以上 59 名

事務局

齋藤 弘 憲 (経済同友会 政策調査部 部長)
 松本 岳 明 (経済同友会 企画部 マネジャー)